

近世時代・各村の村役制度

砂川 玄正（宮古島市立図書館館長）

近世時代、宮古の各村には蔵元各座・村番所役人の配下として、村筑・地佐事・村佐事・紺屋人・山のひや・大ちゃ・小横目・惣聞・布筑・原作事・むれ作事・野菜作事・山芋掘人等、村の百姓からなる村役が組織されていた。これらの村役は蔵元の任命で、蔵元各座の公務事項を村人に指示し村人をまとめる公務の一部を職務とした。俸給として村筑は年貢粟を免除され、その他の村役は夫賃米を免除された。この村役制度が何年に始まったのか定かでないが、1874年には例規外の役職や人数が多くなっているとの理由で村役の改廃が行われ、以後、各村とも村筑1人を筆頭にして地佐事2人・村佐事4人・紺屋人2人（但し、池間村3人・前里村3人）・山のひや2人・大ちゃ2人・小横目2人とする村役の構成となった。

これらの村役の内、村筑（1人）・地佐事（2人）は主に仕上世座・所遣座・御用布座・小与座・農務方・榎山方など全般の職務に関する事項。村佐事（4人）・紺屋人（2人）は主に御用布座の職務に関する事項。山のひや（2人）は主に榎山方の職務に関する事項。小横目（2人）は主に惣横目・小与座の職務に関する事項などを職務内容とした。また、大ちゃ（2人）は村番所の清掃・茶湯・菜園造成などの小用を職務とした。これらの村役は、蔵元各座・村番所役人の命令を受けて村の人々を指示し、その顛末を役人に報告する任務を有していた。

村筑=主に仕上世座・所遣座・御用布座・小与座・農務方・榎山方などに関わる職務。

=各村1人×36村=36人。 ※村のまとめ役である。

地作事=主に仕上世座・所遣座・御用布座・小与座・農務方・榎山方などに関わる職務。

=各村2人×36村=72人。

村作事=主に御用布座に関わる職務=各村4人×36村=144人。

紺屋=主に御用布座に関わる職務=各村2人×34村+（池間・前里各3人）=74人。

山のひや=主に榎山方に関わる職務=各村2人×36村=72人。

大ちゃ=主に村番所の用務に関わる職務=各村2人×36村=72人。

小横目=主に惣横目・小与座に関わる職務=各村2人×36村=72人

1. 村筑（1人）・地佐事（2人）の職務内容

◎地佐事は、諸事、村筑に付き添って勤務すべき事。

①農務規模帳に定めてある通り、百姓たちを「五人組」を以て働かせ、普段は畠々を巡回して指示すべき事。

②田畠の耕作や諸作物の蒔き植え・手入・除草など、全て段取を行う事。

③上納穀物の徵収や払先への納入など、全て指示する事。

- ④諸御用物・諸雑物の徵収・納入方など、全て指示する事。
 - ⑤村の「入目穀（必要な穀物）」の徵収・届出方など、全て指示する事。
 - ⑥共同田畠の出実（農産物）の収穫・届出方、全て段取をとる事。
 - ⑦穀物の壅貯（囲い貯める=貯穀）方、全て指示する事。
-
- ⑧御用布の総糸の績み方、並び、御用布の調べ方など、全て指示する事。
かせいと う
 - ⑨共同地並び各屋敷などの真苧・唐藍の仕立方・手入方など、全て指示する事。
 - ⑩共同生産の真苧・唐藍の届出方など、全て指示する事。
 - ⑪共同生産の藍玉を抜き取り斤目を付けて保管するなど、全て指示する事。
 - ⑫玉藍の割付・徵収をさせ、紺屋に渡し次第わら算に記し、担当の筆者が照合する際に役人
方へその経過・結果を報告すべき事。
 - ⑬木灰を焼き出させ番所に取り納めるなど、全て指示する事。
-
- ⑭夫遣（人夫作業）時の統制方、全てを指示する事。地佐事は正男人数をわら算に記してお
き、夫遣の時、平等に動員する事。
ふうづかい
 - ⑮サバクリ全員を3班に分けて夜勤させる事。
 - ⑯各屋敷内の菜園の作り方、並び、諸上木の仕立方など、全て指示する事。
 - ⑰里山の仕立て方・蘇鉄の仕立て方、全て指示する事。
 - ⑱畠垣や海垣の緩疎な場所への補植方、全て指示する事。
-
- ⑲村内の諸々の習俗・善惡を糾して役人へ報告し賞罰の段取をとる事。
 - ⑳村の困窮人を役人方へ報告し配慮する事。
 - ㉑夫婦の縁付きのない者（独り者）共は役人に報告し指示方を以て縁組みさせる事。

2. 村佐事（4人）の職務内容

- ①上納高を記した手形や通知書を宛先の村へ届け方の事。
- ②御用布の一人負担分をわら算に記しておく事。
- ③正男人数をわら算に記しておき、苧績人を毎日わら算と照合して、精巧・不精巧を糾すな
ど、指示する事。
- ④御用布の総糸染めが終わり次第、紺屋人は揃って御用布座に於いて念入りに調べる事。
- ⑤御用布の織りの最中には、織女たちの精巧・不精巧を糾し、指示する事。
ぬのさら
- ⑥御用布を織り終えたら布晒しを指示する事。
- ⑦御用布の上納が済んだら、勤番として輪番を以て御用布座に詰め、御用布の丸め作業並び船
へ積み込む事。
- ⑧村番所の日常の用水を汲み取る事。

⑨公用で役人が平良を往還する際、馬のお供の勤務をする事。

3. 紺屋人（2人）の職務内容

- ①御用布の調え方・緝糸の績み調え方は、「村佐事」と一緒になって指示する事。
- ②藍玉を抜き取り斤目を記して、村筑へ渡すべき事。
- ③藍葛・玉藍・木灰を村筑から受け取ったら、わら算に記して置き、担当筆者に照合させた上、役人へ経過・結果を報告すべき事。
- ④御用布の緝糸を染め終えたら、御用布座に寄って、念入りに調べる事。
- ⑤御用布の上納が済んだら、勤番として「村佐事の輪番」を以て御用布座に詰め、御用布の丸め作業・船への積み込みなど、勤務すべき事。

4. 山のひや（2人）の職務内容

- ①諸々の事は、榎山役人筆者、並び、担当役人筆者の指示を受けて勤務に専念すべき事。
- ②管轄する榎山を管理・保護する事。
- ③竹の敷地を所有する村の管理・保護の事
- ④里山の仕立てを指示する事。
- ⑤諸木の種子を取り集めて納付すること。

5. 大ちゃ（2人）の職務内容

- ①村番所の掃除や茶湯などの事。
- ②村番所構内の菜園の造成などの事。

6. 小横目（2人）の職務内容

- ①平良5か村の小横目は、任命されたら、在番・在番筆者・頭・惣横目の門まで挨拶に参上する事。
- ②諸村の小横目の交代の際は、百姓より3人、人柄を調べ、寄せ書きを以て惣横目に報告すべき事。法外の者と知りながら報告せず、外部から発覚した場合には、その科を申し付けるべき事。
- ③小横目は、毎月14日・29日、惣横目の処に来て法律の趣旨を拝聞し、各村における法律違反の有無について、経過・結果を報告すべき事。
- ④平良5か村の小横目は、毎月1日・15日、各家の清掃の有無を確認し、清掃をしていない者は帳面に家名を記して、小与座・惣横目へ報告する事。
- ⑤各村の小横目は毎月1日・15日に井戸・道路の清掃を指示する事。
- ⑥各村の小横目は、毎年4月29日に稲・粟の生育・不生育の具合・実付きの様子などを詳細に報告すべき事。

- ⑦各村で喧嘩口論・怪我死・殺害・法を犯す者・溢死・溺死などがあった場合は、確認の上、即刻、惣横目方へ経過・結果を報告すべき事。賊害に遭った者は、その旨、申し出ること。
- ⑧村内で人家が火事に遭った時は、早速、立ち寄り、放火・怪我・火事の原因などを家主から詳細に聞き、原因を惣横目方へ報告すべき事。
- ⑨台風・旱魃の災害に遭い作物を損失した場合には、詳細に惣横目にその経過・結果を報告すべき事。
- ⑩海岸に漂着物があった場合には、確認して、惣横目方へ経過・結果を報告すべき事。
- ⑪百姓が、畠の往還に肩荷をせず、馬に荷付けをして乗り通る者の取り締まりの儀、担当の村々を毎日巡回し、見つけ次第、惣横目方へ報告すべき事。

諸村役目人数并勤職定之事

(諸村・村役人数と勤職定の事)

一. 諸村百姓役目之儀、御規模外ニ不成合之役職又者人数多相立、御用物・上木物・雜物調方并夫貢米・村公役等差免、餘之百姓共引負及難儀候迄ニ而無之不宜仕向共段々有之。此節引方減少ニ而左之通村役目人数并勤職相定置候間、緩之儀共無之様勤方可申付事。

訳・各村の百姓役目の儀、規則の他に不正な役職や人数を多く置き、御用物・上木物・雜物の調え方、並び、夫貢米・村の公役などを免除し、他の百姓どもはその分を負担して難儀に及び、次第に悪い状態になっている。この度、役職・人数を減少し、左の通り村役の人数・職務を定めておくので、気を引き締めて勤務する様に申し付けるべき事。

一. 村筑 壱人 但、上納御免。 一, 地佐事 弐人。 一, 村佐事 四人。

一. 紺屋人 弐人

池間・前里両村紺屋人者、遠方海路之所、紺糸染調方ニ付而ハ毎度平良并佐那濱致往還、両人ニ而ハ手式廻兼候ニ付、壹人宛重々申付。

一. 山のひや 弐人

但、四行夫貢御免

五拾壹歳ヨリ五拾五歳迄之頭迦男ヨリ

一. 大ちゃ 弐人

赤頭并頭迦男之内其柄之者ヨリ

一. 小横目 弐人

但、弐行頭迦之者不罷居候ハバ其訳申出、正男ヨリ可申付候。

外、引取候役目

六人之内、減少

- 一. 村佐事 式人
- 一. 惣聞之事 一, 布筑之事 一, 原佐事之事 一, むれ佐事之事 一, 山芋掘人之事
- 一. 野菜佐事之事

訳

1. 村筑 1人 但し、上納を免除する。

1. 地佐事 2人

1. 村佐事 4人

1. 紺屋人 2人

池間村・前里村の紺屋人は、遠方の海路のため総糸染めの調方には、毎度、平良と佐良浜を往還し2人では手が回り兼るので、両村には1人づつ追加する様に申し付ける。

1. 山のひや 2人

但し、村筑・地佐事・村佐事・山のひやの4行は、夫賃を免除する。

1. 大ちゃ 2人

51才以上55才までの頭迦おはせ（正人を抜けた者）の男から選任する。

但し、51才以上の者がいない場合はその理由を報告し、正男（15才～50才）に申し付けるべきこと。

1. 小横目 2人

赤頭（王府から褒賞された百姓＝赤冠）及び51才以上の頭迦の男から選任する。

但し、51才以上の者がいない場合はその理由を報告し、正男（15才～50才）に申し付けるべきこと。

他、廃止した村役

この内から6人減員

1. 村佐事 2人

1. 惣聞、布筑、原佐事、むれ佐事、山芋掘人、野菜佐事の6人は廃止。

村筑勤之事（村筑の職務）

一. 田畠耕作并諸作毛、植蒔・手入・草払等、惣差引之事。

附農務規模帳を以被召定置候通百姓中五人組與を以相勵せ不断原々走廻下知方可致事。

訳・田畠の耕作並び諸作物の蒔き植え・手入・除草など、全ての段取を行う事。

附 農務規模帳に定めてある通り、百姓たちを五人組を以て働かせ、普段は畠々を巡回して指示すべき事。

一. 上納穀取べ方又者払先江之付届向、惣下知之事。

訳・上納穀物の徵収方、又は、支払先への届出方など、全て指示する事。

一. 御用布かせおみ方并御用布調方、右同断。

訳・御用布の縋糸の績み方、並び、御用布の調え方など、全て指示する事。

一. 屋敷々々菜園拵方并諸上木仕立方、右同断。

訳・各屋敷内の菜園の作り方、並び、諸上木の仕立方など、全て指示する事。

一. 村入目穀取べ付届向、右同断。

訳・村に必要とする穀物の徵収・届出方など、全て指示する事。

一. 諸御用物諸雜物取べ納方、右同断。

訳・諸御用物・諸雜物の徵収・納入方など、全て指示する事。

一. 玉藍割入取べさせ、紺屋人江渡次第わら算相記、構之筆者致引合砌、役人方江首尾可申出事。

訳・玉藍の割付・徵収をさせ、紺屋に渡し次第わら算に記し、担当の筆者が照合する際に役人方へその経過・結果を報告すべき事。

一. 模合作立之藍玉抜取、斤目付ニ而格護仕置、右同断。

訳・共同生産の藍玉を抜き取り斤目を付けて保管するなど、全て指示する事。

一. 木はい焼出させ番所致取納、右同断。

訳・木灰を焼き出させ番所に取り納めるなど、全て指示する事。

一. 模合并屋敷々々真苧・唐あい仕立手入方、惣下知之事。

訳・共同並び各屋敷などの真苧・唐藍の仕立・手入方など、全て指示する事。

一. 模合真苧唐あい付届向、右同断。

訳・共同生産の真苧・唐藍の届出方など、全て指示する事。

一. 夫遣統並方、右同断。

訳・夫遣い（人夫作業）時の統制方、全て指示する事。

一. 壱貯方、右同断。

訳・穀物の壠貯（囲い貯める=貯穀）方、全て指示する事。

一. 里山並蘇鉄仕立方、右同断。

訳・里山並び蘇鉄の仕立て方、全て指示する事。

一. 畠垣海垣明間之所植補方、右同断。

訳・畠垣・海垣の緩疎な所の補植方、全て指示する事。

一. 村所不便人者役人方江申出取計方之事。

訳・村の困窮人は役人方へ報告し配慮する事。

一. 夫婦之縁付無之者共役人江申出、下知方を以縁組可為致事。

訳・夫婦の縁付きのない者（独り者）共は役人に報告し指示方を以て縁組みさせる事。

一. 模合田畠之出実取納付届方惣差引之事。

訳・共同田畠の出実の収穫・届出方、全て段取をとる事。

一. 村方諸事之習俗善惡相糺役人方江申出賞罰差引方之事。

訳・村内の諸々の習俗・善惡を糺して役人へ報告し賞罰の段取をとる事。

一. さはくり中三番相賦夜詰之事。

訳・サバクリ全員を3班に分けて夜勤する事。

地佐事勤之事（地佐事の職務）

一. 諸事村筑江相付可致勤方事。

訳・諸事、村筑に付き添って勤務すべき事。

一. 田畠耕方并諸作毛植蒔・手入・草払、下知之事。

附 農務規模帳を以被召定置候通、百姓中五人與を以相勵シ、不断原々走廻、下知方可致事。

訳・田畠の耕作や諸作物の蒔き植え・手入・除草などの指示を行う事。

附・農務規模帳に定めてある通り、百姓全員、五人組を以て働かせ、普段は各畠を巡回して指示すべき事。

一. 上納穀毫人持前わら算相記、取〆方又者払先江付届方之事。

訳・上納穀物の1人負担分をわら算に記し、徵収方・支払先への届け方の事。

一. 玉藍割入取〆之事。

訳・玉藍の割付・徵収の事。

一. 村入目穀并定手形物、同断。

訳・村の歳入穀物・定手形の物品の割付・徵収の事。

一. 屋敷々々菜園拵方并諸上木仕立下知之事。

訳・各屋敷内の菜園の作り方・諸上木の仕立方を指示する事。

一. 正男中わら算相記置、夫出無親疎統並方之事。

訳・正男の人数をわら算に記して置き、夫遣（人夫作業）には平等に動員する事。

一. 壊貯方下知之事。

訳・穀物の壊貯（ようちょ=団い貯める）方を指示する事。

一. 模合并屋敷々々真苧唐藍仕立手入下知方之事。

訳・共同地・各屋敷内の真苧・唐藍の仕立・手入などを指示する事。

一. 模合作立苧あい付届向之事。

訳・共同栽培の苧麻・藍の届出方の事。

一. 諸御用布・諸雑物割入取方并納方之事。

訳・諸御用布・諸雑物の割付・徵収・納入方の事。

一. 里山并蘇鉄仕立下知方之事。

訳・里山や蘇鉄の仕立てを指示する事。

一. 畠垣并海垣明間之所植補下知方之事。

訳・畠垣・海垣の緩疎な場所に木の補植を指示する事。

一. 模合田畠之出実取収下知方并付届向之事。

訳・共同田畠の作物の収穫の指示方・届出方の事。

村佐事勤方之事（村佐事の職務）

一. 御用布壱人持前わら算相記候事。

訳・御用布の1人負担分をわら算に記しておく事。

一. 正女中わら算相記置、苧おミ人毎日右算引當、精不精相糺、下知方之事。

訳・正女人数をわら算に記しておき、苧績み人を毎日わら算と照合して、精巧・不精巧を糺す
など、指示する事。

一. 御用布織取中係之女共精不精相糺、下知方之事。

訳・御用布の織製の最中、担当の織女共の精巧・不精巧を糺し、指示する事。

一. 御用布晒、下知方之事。

訳・御用布の布晒しを指示する事。

一. 御用布上納相済候ハバ、勤番として廻合を以御用布座詰居、御用布丸作并船江積入方之事。

訳・御用布の上納が済んだら、勤番として輪番を以て御用布座に詰め、御用布の丸め作業並び
船へ積み込む事。

一. 手形并触書、宛先之村江届方之事。

訳・上納高を記した手形や通知書を宛先の村へ届け方の事。

一. 番所用水汲取方之事。

訳・番所の用水を汲み取る事。

一. 御用布かせ染調次第、紺屋人相合、御用布座入調部候事。

訳・御用布の総糸染めが終わり次第、紺屋人は揃って御用布座で念入りに調べる事。

一. 公用二付役人平良往還之砌、馬供勤方之事。

訳・公用で役人が平良を往還する際、馬のお供の勤務をする事。

紺屋人勤方之事（紺屋人の職務）

一. 御用布かせ染調、御用布座江寄、可入調部候事。

訳・御用布の総糸を染め終えたら、御用布座に寄り、念入りに調べる事。

一. あい葛并玉あい・木はい、村筑より請取次第わら算相記置、構之筆者引合切いたし、役人江首尾可申出事。

訳・藍葛・玉藍・木灰を村筑から受け取り次第、わら算に記して置き、担当筆者に照合させた上、役人へ経過・結果を報告すべき事。

一. 御用布調方并かせおミ調方、村佐事共相合下知方之事。

訳・御用布の調え方・総糸の績み調え方は、村佐事共と揃って指示する事。

一. あい玉抜取斤目相記、村筑江可相渡事。

訳・藍玉を抜き取り斤目を記して、村筑へ渡すべき事。

一. 御用布上納相済候ハバ、勤番として村佐事廻合以御用布座詰居、布丸作并船江積入方可相勤事。

訳・御用布の上納が済んだら、勤番として村佐事と輪番を以て御用布座に詰め、布丸め作業・船への積み込みなど、勤務すべき事。

山のひや勤方之事（山のひやの職務）

一. 諸事、榎山役人筆者并曇役人筆者下知を請、勤方可入念事。

訳・諸事、榎山役人・筆者、並び、担当役人・筆者の指示を受けて勤務に専念すべき事。

一. 構之榎山見格護方之事。

訳・管轄する榎山の管理・保護の事。

一. 諸木種子取バ納之事。

訳・諸木の種子の取り纏め、並び、納付のこと。

一. 里山仕立下知方之事。

訳・里山の仕立てを指示する事。

一. 竹敷き所持之村見格護之事。

訳・竹の敷地を所有する村の管理・保護の事。

大ぢや勤方之事（大ぢやの職務）

一. 番所払除并茶湯方之事。

訳・番所の掃除、並び、茶湯方の事。

一. 番所菜園拵方之事。

訳・番所内の菜園の拵え方の事。

小横目勤方之事（小横目の職務）

一. 平良五ヶ村小横目申付候ハバ在番并同筆者・頭・惣横目門迄礼ニ罷通候事。

附 勤星年中可相貢事。

訳・平良 5 か村、小横目を任命されたら、在番・在番筆者・頭・惣横目の門まで挨拶に参上する事。附・勤務は年中継続すべき事。

一. 平良五ヶ村小横目之儀、毎月朔日・十五日折目々々払徐見届、不払徐之方ハ小帳仕立置家内々々相記、小與座并惣横目江可申出事。

訳・平良 5 か村の小横目は、毎月 1 日・15 日の折目々々に掃除を確認し、掃除をしない者は小帳に家名々々を記して、小与座・惣横目へ報告すべき事。

一. 諸村小横目代合之砌、百姓頭迦人より三人人脉相調部、寄書を以惣横目方江可申出事。
附 法外之者乍致見聞披露不申出、脇より露見有之候ハバ其科可申付候。

訳・諸村の小横目の交代の際は、百姓より 3 人、人柄を調べ、寄せ書きを以て惣横目に報告すべき事。

附・法外の者と知りながら報告せず、外部から発覚した場合には、その科を申し付けるべき事。

一. 每月十四日・廿九日、小横目共惣横目方罷出御法様之旨趣拝聞仕、左候而御法違有無之段首尾可申出事。

附 每年四月廿九日、稻粟出来不出来之位付世振様子茂委細可申出事。

訳・毎月 14 日・29 日、小横目共は惣横目の処に参り法律の趣旨を拝聞し、そして法律違反の有無について経過・結果を報告すべき事。

附・毎年 4 月 29 日に稻・粟の生育・不生育の具合・実付きの様子なども詳細に報告すべき事。

一. 每月朔日・十五日折目々々、井川・道筋払徐下知方之事。

訳・毎月 1 日・15 日の折り目に井戸・道路の清掃を指示する事。

一. 村中人家逢火事候時、早速立寄、放火・怪我・火之訳家主委細聞届、訳能々惣横目方江可申出事。

訳・村内で人家が火事に遭った時は、早速、立ち寄り、放火・怪我・火事の原因などを家主から詳細に聞き、原因を惣横目方へ報告すべき事。

一. 風旱之逢災殃作物致損失候ハバ委ク惣横目江首尾可申出事。

訳・台風・旱魃の災害に遭い作物を損失した場合には、詳細に惣横目にその経過・結果を報告すべき事。

一. 浦々江寄物有之候時、見届、惣横目方江首尾可申出事。

訳・海岸に寄物があった場合には、確認して、惣横目方へ経過・結果を報告すべき事。

一. 喧嘩口論或怪我死或殺害或法外妨者或溢死溺死有之候ハバ見届、則々、惣横目方江首尾可申出事。

附 逢賊害候者ハ其段可申出事。

訳・喧嘩口論・怪我死・殺害・法を犯す者・溢死・溺死などがあった場合は、確認の上、即刻、惣横目方へ経過・結果を報告すべき事。

附・賊害に遭った者は、その旨、申し出ること。

一. 百姓等作場往還之砌かたけ荷不致荷付馬乗通候者取締向之儀、各構之村々毎日走廻見當次第惣横目方江可申出事。

訳・百姓等が畠を往還する際に、肩荷をせず、馬に荷付けで乗り通る者の取締りの儀、各担当の村々を毎日巡回し、見つけ次第、惣横目方へ報告すべき事。

※『宮古島諸締帳』(抜粋)